平成２２年（フ）第２０６号
山形市東原町２丁目２番30―306号　タンノレジデンス、前住所山形市南原町１丁目14番２号　エスポワール南原Ｂ棟101号
破産者　志藤　政弘
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２３号
横浜市鶴見区矢向４丁目21番29―305号、申立時住所山形県西村山郡大江町大字材木96番地
破産者　藤井　啓之
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４８号
山形県天童市中里３丁目３番１号　レジデンスアユミ７号
破産者　斉藤　　勇
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７４号
山形県北村山郡大石田町大字大石田丁277番地４
破産者　阿部　清久
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０１号
山形市大字沼木78番地
破産者　金澤　翔司
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６４号
山形県米沢市丸の内１丁目７番17号
破産者　佐藤　英壽
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第７２７号
川崎市幸区南加瀬４丁目１番35―302号　ドルチェ新川崎
破産者　市川　規江
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８９４号
川崎市麻生区細山１丁目７番１―308号　シャンポール
破産者　高津　昭子
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９０６号
川崎市幸区南加瀬４丁目30番１号　サングリーン南101
破産者　渡辺美津男
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９７８号
川崎市川崎区観音２丁目11番８号　ふじ荘201
破産者　根岸　泰三
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９８９号
川崎市多摩区西生田５丁目24番地１号　医療法人新光会生田病院内、住民票上の住所川崎市多摩区中野島３丁目31番６―106号
破産者　竹内　耕司
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
川崎市高津区野川3858番地２、前住所川崎市高津区蟹ヶ谷92番地１　クイーンヒルズ日吉206
破産者　渡邉　洋一
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
川崎市高津区野川3858番地２、前住所川崎市高津区蟹ヶ谷92番地１　クイーンヒルズ日吉206
破産者　渡邉真理子
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
富山県射水市八幡町１丁目９番12号
破産者　塩谷　　誠
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２９４９号
名古屋市千種区星ケ丘１丁目23番地の４　アーバンラフレ星ケ丘10―1509号
破産者　湯地登貴子
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１４６号
愛知県瀬戸市高根町１丁目112番地の２　ジュメル101
破産者　髙橋　成志
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２１９号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番102―105号　大幸東団地
破産者　典礼社こと　田口　　保
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３０７号
名古屋市緑区神の倉４丁目281番地
破産者　渡辺電設こと　渡辺　　学
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部